

# 登校許可証明書

学校名 県立新発田竹俣特別支援学校

生徒氏名 中・高 年 組 氏名

この生徒は、下記の学校感染症により出席停止していましたが、登校を許可しました。

疾病の診断年月日 令和 年 月 日

登校してもよい日 令和 年 月 日から

医療機関名

医師名

該当	病名等	出席停止の期間の基準	
	インフルエンザ（A・B）	発症後5日、かつ解熱後2日が経過するまで。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日が経過するまで。	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで。	
	風しん	発疹が消失するまで。	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日が経過するまで。	
	結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。	
	流行性角結膜炎		
	その他の感染症	感染性胃腸炎	下痢・おう吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可。
		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身症状が良ければ登校可。
		( )	